

公布された規則のあらまし

生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第 22 号）

- 1 保健福祉事務所に委任する事務を定めることとした。（第 2 条関係）
- 2 進学準備給付金の支給申請書、同給付金の決定調書及び支給決定通知書の様式等必要な事項を定めることとした。
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県立九千部学園管理規則の一部を改正する規則（規則第 23 号）

- 1 佐賀県立九千部学園の自立支援課の分掌事務に、就労定着支援に関する事務を加えることとした。（第 3 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。